

令和2年3月24日

九州産業保安監督部

火薬類取締法違反にかかる再発防止対策について確認しました

九州産業保安監督部は、三菱マテリアル株式会社(法人番号 6010001023786)東谷鉱山の火薬類取締法違反にかかる再発防止対策について、立入検査等により実施状況を確認しました。

福岡県北九州市小倉南区に所在する三菱マテリアル株式会社東谷鉱山は、平成30年12月13日から15日の間、既に廃止した火薬類製造設備を、火薬類取締法の許可を受けることなく設置・稼働し、火薬類(硝安油剤爆薬)を製造したことが判明しました。そのため九州産業保安監督部は、令和元年7月8日、三菱マテリアル株式会社東谷鉱山の鉱山長及び火薬類製造保安責任者に対し、火薬類取締法令の遵守及び再発防止対策を徹底し、保安確保のための措置を講ずるよう嚴重注意しました。

嚴重注意を受けた三菱マテリアル株式会社東谷鉱山から、実施した再発防止対策について、令和元年12月23日付けで九州産業保安監督部へ報告がありました。九州産業保安監督部は報告を受けた再発防止対策の実施状況を確認するため、令和2年1月21日、三菱マテリアル株式会社東谷鉱山に対し立入検査を実施した結果、火薬類取締法違反にかかる再発防止対策が実施されていることを確認しました。今後とも引き続き、検査等において実施状況を確認していきます。

(お問い合わせ先)

九州産業保安監督部 保安課長 小串昌則

担当者:大坪、向井

電話:092-482-5527